

令和7年度認定調査員現任研修実施要項

1 目的

「令和7年度介護保険市町村（保険者）技術的助言の助言計画」（令和7年5月23日付け長第183号岩手県保健福祉部長通知）及び「認定調査員等研修事業の実施について」（平成20年6月4日老発第0604001号厚生労働省老健局長通知）の「認定調査員研修実施要綱」に基づき、認定調査に従事する者が公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を向上させることを目的として、要介護認定に関する基本的な考え方、認定調査の実施方法について講義及び事例検討等を行い、要介護認定の一層の適正化を図る。

2 対象者

次の（1）～（3）のいずれかに該当する者（150名程度）。

- （1） 令和7年4月1日～12月31日までに認定調査業務を行った者
- （2） 認定調査員新規研修を受講したことがあり、令和8年1月1日以降、認定調査業務を行う見込みがある者
- （3） 市町村等の介護保険担当所属職員のうち、認定調査員を対象にした研修の講師を務めることが見込まれる者

3 日時

令和8年2月17日（火） 14：00～16：00（13：30～入室可能）

4 開催方法

オンライン（Zoom）

※ 参加する際に必要となるURL等は受講者決定後にお知らせします。

5 内容

- （1） 介護保険制度における要介護認定の概要
- （2） 基本調査項目、特記事項の記載について
- （3） 事例検討

6 その他

- （1） 研修内容の全てを受講した者を本研修の修了者とすること。
- （2） 認定調査員新規研修の未受講者は、本研修の受講対象としないこと。